

松浦市発注の建設工事における余裕期間制度の試行について

松浦市発注の建設工事において、施工時期の平準化に向けた計画的な事業執行、受注者の建設資材の準備及び建設労働者の確保など、円滑な施工体制の整備を図るための期間の確保に対する取り組みのため、令和6年10月以降に発注する建設工事において、余裕期間制度を活用した工事を試行いたします。

1. 余裕期間

実工期の30%以内かつ120日以内

- 工事の始期：工事開始日、実際に現場において工事に着手する日
- 工事の終期：工事完成期限日
- 余裕期間：契約締結日から工事始期の前日までの期間
- 実工期：工事施工に必要な期間(始期から終期までの期間で準備と後片付けを含む。)
- 全体工期：余裕期間と実工期を合計した期間

※余裕期間の間において、受注者は、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置を要しない。
また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

2. 余裕期間設定方式

発注者指定方式、任意着手方式及びフレックス方式の3タイプ

①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



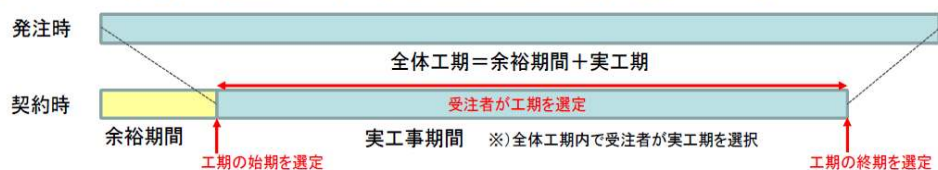
- 余裕期間の変更はできません。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも工事着手はできません。

②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



- 余裕期間の変更ができます。
- ・受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
- ・契約締結前に、実工期について、発注者に工期通知書を提出してください。
- ・工事着手期限までは、当初契約後でも余裕期間の変更が可能です。
- 注意事項
- ・余裕期間が変更されても実工期は変更されません。
- (実工期の始期を変更すると終期も変更になります)

③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 余裕期間及び実工期の変更ができます。
- ・受注者の意向により余裕期間の変更が可能です。
- ・受注者の意向により実工期の変更が可能です。
- ・契約締結前に、実工期について発注者に工期通知書を提出してください。
- 注意事項
- ・実工期の終期は、発注者が指定した工事完了期限を超えて設定できません。

3. 対象工事

松浦市が発注する**当初設計金額が1,200万円を超える建設工事**に適用。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 災害復旧等の緊急性を要する工事
- (2) 供用開始や関連工事に影響を及ぼす等工期に制約がある工事
- (3) その他、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

※対象工事は入札執行通知書又は入札公告、特記仕様書に明記

4. 実施方法

「松浦市余裕期間制度を活用した工事試行要領」による。